

秋ト協適第134号
平成30年11月5日

貨物自動車運送事業者 各位

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当実施機関業務運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、運転者に対する適性診断の適切な受診について事業者の皆様は取り組んでいることと思いますが、この度、別紙のとおり秋田運輸支局から適性診断受診の徹底について別紙のとおり通達がありました。

当適正化事業実施機関における平成29年度巡回指導結果においても特別診断（初任運転者、適齢運転者及び事故惹起運転者の適性診断）が指導項目別のワースト1という結果が出ております。

つきましては、適性診断結果による運転者個々の運転特性を運転者に対する指導・監督に活用し、また、点呼時においても適切な指導を行うことにより事故防止を図れることから、事業者の皆様においては選任する運転者に対して該当する適性診断の受診を行っていただくようにお願いいたします。

敬具



秋運整第361号
秋運輸第240号
平成30年10月31日

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

秋田運輸支局長



運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

標記について、平成30年10月30日付け東自保第64号、東自監第312号により、東北運輸局自動車技術安全部長及び同局自動車交通部長から別添のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。



東自保第 64 号
東自監第 312 号
平成30年10月30日

秋田運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

自動車交通部長
(公印省略)

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

自動車運送事業者（以下、「事業者」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、事業者が選任する運転者の状況に応じ、国土交通大臣が認定する適性診断（以下、「適性診断」という。）を受けさせなければならないとされている。

今般、平成29年度における東北運輸局管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、適性診断が未受診であったことにより行政処分を行ったものが、全行政処分件数の2割を超えることが確認された。管内の貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導においても同様の指摘が多い状況である。

また、平成29年に発生した東北運輸局管内の事業用自動車による車両故障を除く重大事故において、運転者の運転操作又は状態に起因する事故が7割を超えている。これらの事故を未然に防ぐため、運転者の適性診断の結果に基づき、個々の特性を把握した上で指導及び監督を行うことが重要である。

については、貴支局管内の関係事業者団体を通じ事業者に対して、選任運転者の適性診断の対象者を確実に把握し適切に受診させ、運転者に対する指導及び監督を徹底するよう指導されたい。

なお、別添のとおり管内各運行管理者指導講習認定機関、各適性診断認定機関あて通知したので申し添える。



(参考)

● 適性診断認定機関一覧（国土交通省HP）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

● 旅客自動車運送事業運輸規則（抜粋）

第38条（従業員に対する指導監督）

第2項 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第41条の2及び第41条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- (1) 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
- (2) 運転者として新たに雇い入れた者
- (3) 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者
- (4) 高齢者（65才以上の者をいう。）

● 貨物自動車運送事業輸送安全規則（抜粋）

第10条（従業員に対する指導及び監督）

第2項 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第12条の2及び第12条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- (1) 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
- (2) 運転者として新たに雇い入れた者
- (3) 高齢者（65才以上の者をいう。）